

農用地軽微変更申立に関わる手引き

担当課係名：館山市経済観光部農水産課農政係
電 話：0470（22）3396

- 1 この申立書で申請するのは
農業振興地域「農用地区域」の軽微変更 です。
田や畑など農地に、農業用倉庫などの農業用施設を建設するには、そこが農業振興地域「農用地区域」に入っていた場合、農用地軽微変更の手続きが必要になります。
- 2 申立できる人
○農業振興地域「農用地区域」内農地の所有者
- 3 申立受付締切日
○年2回（5月末・11月末予定）
※締切日までに提出のあったものを、締切後に一括して審査します。
※締切日については、事前に広報でお知らせします。
- 4 標準審査期間
○締切後2ヶ月
※あくまでも標準の期間ですので、これ以上かかる場合もあります。
- 5 申請窓口
本館3階 農水産課農政係
- 6 その他
○ 変更に係る土地の面積が1haを超える場合は、軽微変更ではなく農用地から除外する手続きが必要となります。